

深夜における物品の販売を行う店舗における犯罪を 防止するために必要な措置に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における物品の販売を行う店舗（以下「深夜物品販売店舗」という。）における犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を示し、もって深夜物品販売店舗における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、深夜物品販売を業として行う者に対して、犯罪を防止するために必要な店舗の構造、防犯設備等に関する基準を示すものである。
- (2) 条例第15条第2項の規定により、深夜物品販売を業として行う者は、この指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針は、深夜物品販売店舗に関する関係法令等との関係、事業者等が定める建築計画上の制約等に配慮し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 店舗の構造、防犯設備等に関する基準

1 店舗の構造等

深夜物品販売店舗における犯罪を防止するため、次のような店舗の構造等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 店舗内外から見通しのよい場所へのカウンターを設置
- (2) カウンター付近への従業員の休息場所の設置
- (3) 出入口周辺に外部からの見通しを妨げる物の設置の禁止及びシール等の貼付の禁止
- (4) 店舗にATMを設置する場合におけるカウンターから見通せる場所への設置及び入出金状況の視認を防止する遮へい板等の設置
- (5) 店舗内外の整理整頓及び見通しを妨げる物品の通路等への設置の禁止

2 防犯設備等

深夜物品販売店舗における犯罪を防止するため、次のような防犯設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 駐車場等の店舗周辺への照明設備の設置
- (2) 駐車場等店舗周辺に向けた防犯カメラの設置
- (3) 店舗内への防犯ビデオ、防犯カメラ、防犯ミラーの設置
- (4) 出入口への来客感応装置の設置
- (5) カウンターへの施錠可能な脇扉の設置
- (6) 防犯ベル等の設置及びスイッチの複数設置
- (7) 警備業者等への通報装置の設置
- (8) 警報装置と連動して点滅する等の構造を有する赤色灯等の店舗外への設置
- (9) カラーボール等の防犯機材の備付け